

議第 4 3 号

呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

呉市地方卸売市場業務条例（平成 1 9 年呉市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 略</p> <p>第 6 章 監督（<u>第 6 9 条</u>—第 7 1 条）</p> <p>第 7 章・第 8 章 略</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号。以下「法」という。）</u>及び<u>広島県卸売市場条例（昭和 4 6 年広島県条例第 6 8 号。以下「県条例」という。）</u>の規定に基づき、本市が設置する法第 2 条第 4 項に規定する地方卸売市場（以下「市場」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（市場の名称、位置及び面積）</p> <p>第 2 条 市場の名称、<u>位置及び面積</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">呉市地方卸売市場</td> <td style="text-align: center;">呉市光町 1 5 番 1 号</td> <td style="text-align: center;">5 0, 5 2 1 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>（開場の期日）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 市長（市場の管理を指定管理者に行わせる場合は指定管理者。次条、<u>第 1 2 条</u>から<u>第 1 4 条</u>まで、<u>第 1 7 条</u>、<u>第 1 8 条</u>、<u>第 2 0 条</u>から<u>第 2 9 条</u>まで、<u>第 3 1 条</u>から<u>第 3 3 条</u>まで、<u>第 3 5 条</u>、<u>第 3 9 条</u>、<u>第 4 2 条</u>、<u>第 4 4 条</u>、<u>第 4 8 条</u>、<u>第 5 0 条</u>から<u>第 5 3</u></p>	名称	位置	面積	呉市地方卸売市場	呉市光町 1 5 番 1 号	5 0, 5 2 1 平方メートル	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 略</p> <p>第 6 章 監督（<u>第 6 8 条の 2</u>—第 7 1 条）</p> <p>第 7 章・第 8 章 略</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>呉市地方卸売市場（以下「市場」という。）</u>の設置及び施設の管理について定めるとともに、<u>卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号。以下「法」という。）</u>に基づき、市場の業務の方法及び市場における取引に関し遵守すべき事項を定めることにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（市場の名称及び位置）</p> <p>第 2 条 市場の名称<u>及び位置</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">呉市地方卸売市場</td> <td style="text-align: center;">呉市光町 1 5 番 1 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（開場の期日）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 市長（市場の管理を指定管理者に行わせる場合は指定管理者。次条、<u>第 6 条の 2</u>、<u>第 1 1 条の 2</u>から<u>第 1 4 条</u>まで、<u>第 1 7 条</u>、<u>第 2 0 条</u>から<u>第 2 9 条</u>まで、<u>第 3 1 条</u>から<u>第 3 3 条</u>まで、<u>第 3 5 条</u>、<u>第 3 9 条</u>、<u>第 4 2 条</u>、<u>第 4 4 条</u>、<u>第 4 8 条</u>、<u>第 5 0 条</u>、</p>	名称	位置	呉市地方卸売市場	呉市光町 1 5 番 1 号
名称	位置	面積									
呉市地方卸売市場	呉市光町 1 5 番 1 号	5 0, 5 2 1 平方メートル									
名称	位置										
呉市地方卸売市場	呉市光町 1 5 番 1 号										

条まで、第55条、第56条、第58条、第59条、第62条第1項及び第2項、第63条から第67条まで、第68条第3項並びに第76条から第79条までにおいて同じ。)は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休場日に市場を開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休場日以外の日に市場を開場しないことができる。

(開場の時間)

#### 第5条 略

2 卸売業者(法第58条第1項の規定により広島県知事(以下「知事」という。))の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項に規定する開場の時間の範囲内において規則で定める。

第51条、第52条、第53条、第55条、第56条、第58条、第59条、第62条第1項及び第2項、第63条から第67条まで、第68条の2、第68条第3項並びに第76条から第79条までにおいて同じ。)は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休場日に市場を開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休場日以外の日に市場を開場しないことができる。

(開場の時間)

#### 第5条 略

2 卸売業者(第6条の2の規定により市長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項に規定する開場の時間の範囲内において規則で定める。

(卸売業務の許可)

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。

2 略

(3) 申請者が第11条の2又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が市場の仲卸業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

(6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるとき。

(7) その許可をすることによって、卸売業者の数が前条に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、市長から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。

2 略

(卸売業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないにもかかわらず、第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず、第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず、引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないにもかかわらず、その業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継する場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業務の相続)

第11条の4 個人である卸売業者が死亡した場合において、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議によ

り当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときはその者。第3項において同じ。)が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日から当該認可の可否に係る通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第6条の2第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の4第1項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「第11条の4第1項の認可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、被相続人の卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第11条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(3) 商号等を変更したとき。

(4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があったとき。

(5) 第6条の2第4項第1号、第2号、第

5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第11条の6 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書を提出したときは、速やかに当該事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、主たる事務所に備えなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者の出荷者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由があるときを除き、これを閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対して出荷する見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされたとき。

(2) 安定的な決済を確保する目的以外の目的で、閲覧の申出がなされていると認められるとき。

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされたとき。

(せり人の届出，登録)

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人（以下「せり人」という。）は、その者について当該卸売業者が県条例第15条第2項の規定による知事への届出をし、及び市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2～4 略

(仲卸業務の許可)

第17条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2・3 略

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人（以下「せり人」という。）は、市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2～4 略

(仲卸業務の許可)

第17条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2・3 略

<p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) ・(7) 略</p> <p>(差別的取扱いの禁止等)</p>	<p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) ・(7) 略</p> <p>(差別的取扱いの禁止等)</p>
<p>第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p>	<p>第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者<u>その他卸売を受ける者</u>に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(卸売業者に係る卸売の相手方としての買受けの禁止)</p>	<p>2 略</p> <p>(卸売業者に係る卸売の相手方としての買受けの禁止)</p>
<p>第41条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において、<u>法第58条第1項の許可</u>に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。</p> <p>(卸売業者の買受物品等の制限)</p>	<p>第41条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において、<u>その許可</u>に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。</p> <p>(卸売業者の買受物品等の制限)</p>
<p>第42条 卸売業者は、市場において<u>法第58条第1項の許可</u>に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をした場合は、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときを除き、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品について販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。</p> <p>(受託契約約款)</p>	<p>第42条 卸売業者は、市場において<u>その許可</u>に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をした場合は、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときを除き、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品について販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。</p> <p>(受託契約約款)</p>
<p>第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、規則で定めるところにより受託契約約款を定め、<u>及び県条例第14条の規定による知事への届出に併せて市長にも届出なければならぬ</u>。当該約款の内容を変更したときも、同様とする。</p>	<p>第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、規則で定めるところにより受託契約約款を定め、<u>市長へ届け出なければならぬ</u>。当該約款の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>(卸売業者による売買取引の条件の公表)</p>

第51条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、市場内の卸売場又は卸売業者の事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等（出荷者及び買受人に対して交付されるものに限る。以下同じ。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

第53条の2 卸売業者は、第52条第1項及び第2項の規定による報告を行ったときは、速やかに、卸売を予定する主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の卸売場の見やすい場所に掲示して公表しなければならない。ただし、市場の取扱品目の部類ごとの卸売業者が1者である場合には、開設者が行う前条第1項に規定する公表と共同で公表することができる。

2 前項の規定による公表は、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要産地ごとに高値、中値及び安値に区分して公表するものとする。

3 卸売業者は、次に掲げる事項について、それぞれ前月の合計額を各月10日までに市場内の卸売場の見やすい場所に掲示して公表しなければならない。

(1) 委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等の種類ごとの交付額

<p>(委託手数料の額の届出等)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 卸売業者は、前項に規定する委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に対し、当該委託手数料の額の変更を命じることができる。</p>	<p>(委託手数料の額の届出)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 市長は、前項に規定する委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に対し、当該委託手数料の額の変更を命じることができる。</p> <p>(決済の方法)</p> <p>第59条の2 市場における売買取引の決済は、第54条、第55条及び第58条で定めるもののほか、卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は売買参加者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当事者間で決定した支払方法により、当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。</p> <p>(開設者の責務)</p> <p>第68条の2 市長は、市場における売買取引が、公正かつ効率的に行われるよう、取引参加者を指導及び監督しなければならない。</p> <p>2 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。</p>
<p>(監督処分)</p> <p>第71条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>(所掌事務)</p>	<p>(監督処分)</p> <p>第71条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、<u>第6条の2第1項の許可を取り消し</u>、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>(所掌事務)</p>

<p>第73条 略</p> <p>2 協議会は、この条例の改正（<u>県条例第4条第1項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。</u>）について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 略 （無許可等営業の禁止）</p> <p>第77条 法、<u>県条例</u>又はこの条例の規定により卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可又は登録に基づき業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>第73条 略</p> <p>2 協議会は、この条例の改正<u>における次に掲げる事項</u>について、市長に意見を述べる ことができる。  <u>(1) 開場の期日及び時間</u>  <u>(2) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあつては、委託手数料の徴収の方法に関する事項）</u>  <u>(3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法</u>  <u>(4) 卸売の業務を行う者に関する事項</u>  <u>(5) 買受人に関する事項</u></p> <p>3 略 （無許可等営業の禁止）</p> <p>第77条 法又はこの条例の規定により卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可又は登録に基づき業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法第58条第1項の規定による許可を受けて卸売業者となっている者は、この条例による改正後の呉市地方卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の2の許可を受けた卸売業者とみなす。
- 3 改正後の条例第6条の2第1項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、同条第3項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の呉市地方卸売市場業務条例第7条の規定により預託している保証金は、改正後の条例第7条の規定により預託する保証金に充当することができる。

(提案理由)

卸売市場法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。